

姫路駅北にぎわい交流広場デジタルサイネージ広告募集要項

姫路市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一つとして、次のとおり姫路駅北にぎわい交流広場デジタルサイネージの広告主を募集します。

1 広告媒体の名称

姫路駅北にぎわい交流広場デジタルサイネージ

2 広告媒体の仕様

別紙「広告掲載仕様書」のとおり

(注) 申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準及び広告掲載仕様書を必ずお読みください。

3 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

4 募集期間

令和8年2月4日（水）～令和8年3月4日（水）（当日必着）

5 申込枠・広告掲載料

- (1) 申込みは、1枠（15秒）から最大4枠（60秒）までとしてください。
- (2) 広告掲載料については、1枠あたり年間180,000円（税込み）以上の額をご提示ください。
- (3) 広告掲載料は、広告掲載決定後、本市の指定する期日までに、一括で納付してください。
- (4) 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しません。

6 申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原稿案を添付し、郵送又は持参してください。

【提出先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課

※なお、持参による提出の場合、開庁時間内にお越しください。（月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前8時35分から午後5時20分まで）

7 決定方法

本市で広告掲載内容を審査した後、1枠あたりの広告掲載料が最も高い者から順に、募集枠の上限（12枠）に達するまで選定し、決定します。

12枠目を得た事業者が、複数枠の応募であっても上限で終了とします。

なお、募集枠の上限に達する広告主を決定する際に、当該広告掲載料が同額である者が2者以上のときは、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

8 広告掲載可否の通知

- (1) 広告掲載の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知し、広告掲載可の決定を受けた者（広告主）の名称を本市のホームページで公表します。
- (2) 広告掲載可の決定を受けた者（広告主）は、本市と広告掲載契約を締結していただきます。
- (3) 広告掲載可の決定を受けた者（広告主）は、速やかに所管する部署の担当者と広告内容について協議を行ってください。
- (4) 広告内容について承認を得た後、指定する期日までに広告原稿を作成してください。

9 掲載できる広告

姫路市広告事業実施要綱及び姫路市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に本市の審査後、その承認を受けた広告内容とします。

10 掲載できない広告

姫路市広告事業実施要綱及び姫路市広告掲載基準に定めるとおりです。

1.1 広告掲載の取消

下記に掲げる場合、広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿の調整ができない場合
- (3) 広告掲載後、当該広告が「9 掲載できる広告」に該当しないことが判明した場合
- (4) 広告掲載後、当該広告が「10 掲載できない広告」に該当することが判明した場合
- (5) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があつた場合
- (6) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (7) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき

1.2 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

《申込・お問い合わせ先》

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課

電話：079-221-2622

FAX：079-221-2508

e-mail:jibasan@city.himeji.lg.jp